

# PCB含有塗膜の関連法規

## PCB含有塗膜の取り扱いフロー

既設塗膜のPCB含有調査・・・[事務連絡③](#)参照)

↓ ・[低濃度PCB廃棄物に関する測定方法\(第4版\) - 環境省](#)

PCB含有塗膜の除去作業・・・多くの場合塗膜に鉛が含まれるので鉛中毒予防規則に従う

↓ ・労働安全衛生法、特定化学物質障害規則(PCB含有量1%以上)

PCB含有塗膜の産業廃棄物収集運搬・処分・・・直接処分できない場合は事業者が保管する。

・[PCB特別措置法](#)、[低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン](#)

### ① 既設塗膜のPCB含有調査

・PCB含有の有無・・・資料を事前に採取して試験を行う。

・資料の採取方法・・・[塗膜のサンプリング方法\(事務連絡③ ⑥\)](#)

・試験方法・・・[低濃度PCB廃棄物に関する測定方法\(第4版\)](#)

[部材採取法\(厚生省告示192号\)](#)

・判定・・・[事務連絡⑤](#) 塗膜くず0.5mg/kg以下は、PCB汚染物でない

※ PCB廃棄物についての判断は、都道府県、政令指定都市に従うこと

### ② PCBが混入されていた場合の作業について (労働安全衛生基準法に従う)

PCBの濃度により適用法が分れます。

#### ○ 1.0%以上の場合(10,000 mg/kg 以上)

特定化学物質等障害予防規則の第一類物質に該当します。

- ・特定化学物質等作業主任者(技能講習)の選任
- ・安全教育の実施、健康診断の実施
- ・ばく露防止対策と局所排気設備の設置
- ・呼吸用保護具、不浸透性保護衣保護手袋等の使用

#### ○ 0.1%～1.0%の場合 (1,000 ～ 10,000 mg/kg)

労働安全衛生法(第57条 危険物及び有害物に関する規制)

- ・譲渡又は提供する時には、容器の表示と文書の交付

労働安全衛生規則(有害な作業環境) 第576条

- ・有害物や粉じんを発散する等有害な作業場ではその原因を除去し改善等必要な措置を講じる。(有害物の除去、粉塵の飛散防止、立入禁止措置など)

#### ○ 0.1%以下の場合 (1,000 mg/kg以下)

労働安全衛生規則(有害な作業環境) 第576条